

参考「軽度者に対する福祉用具貸与の判断について」

対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者		対象者に該当する基本調査項目の結果	確認依頼書
1 ・車いす ・車いす付属品	右記の（一）又は（二）のいずれかに該当する者	（一）日常的に歩行が困難な者	1-7【歩行】	
			1 つかまらないでできる	必要
			2 何かにつかまればできる	
		（二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	3 できない	不要
2 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品	右記の（一）又は（二）のいずれかに該当する者	（一）日常的に起き上がりが困難な者	該当項目なし	
			主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断。	不要
		（二）日常的に寝返りが困難な者	1-4【起き上がり】	
			1 つかまらないでできる	必要
			2 何かにつかまればできる	
			3 できない	不要
			1-3【寝返り】	
			1 つかまらないでできる	必要
3 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器	右記に該当する者	日常的に寝返りが困難な者	2 何かにつかまればできる	必要
			3 できない	不要
4 認知症老人徘徊感知機器	右記の（一）と（二）に該当する者	（一）意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ※2-2【全介助】以外であって、右記の項目が一つでも、「不要」に該当すれば、確認依頼書の提出は不要	3-1【意思の伝達】	
			1 調査対象者が意思を他者に伝達できる	必要
			2 とどき伝達できる	
			3 ほとんど伝達できない	不要
			4 できない	
			3-2【毎日の日課を理解】から3-7【場所の理解】までのいずれか	
			1 できる	必要
			2 できない	不要
			3-8【徘徊】から4-15【話がまとまらず会話にならない】までのいずれか	
			1 ない	必要
			2 とどきある	
			3 ある	不要
		（二）移動において全介助を必要としない者	該当項目なし	
			その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合	不要
			2-2【移動】	
			1 介助されていない	
5 移動用リフト（つり具の部分を除く） （昇降座椅子を含む※1）	右記の（一）、（二）、（三）のいずれかに該当する者	（一）日常的に立ち上がりが困難な者	1-8【立ち上がり】	
			1 つかまらないでできる	必要
			2 何かにつかまればできる	
			3 できない	不要
		（二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	2-1【移乗】	
			1 介助されていない	必要
			2 見守り等	
			3 一部介助	不要
			4 全介助	
		（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者	【基本調査項目なし】	
			主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断。	不要
6 自動排泄処理装置	右記の（一）と（二）に該当する者 ・排泄が全介助を必要とする者+移乗が全介助を必要とするもの	（一）排泄が全介助を必要とする者	2-6【排便】	
			1 介助されていない	必要
			2 見守り等	
			3 一部介助	不要
			4 全介助	
		（二）移乗が全介助を必要とする者	2-2【移乗】	
			1 介助されていない	必要
			2 見守り等	
			3 一部介助	不要
			4 全介助	
				不要

※1 昇降座椅子は「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断する。昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため、床からの「移乗」を評価すること。